

新規上場申請のための四半期報告書

(第11期第3四半期)

自2022年2月1日

至2022年4月30日

リンカーズ株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(5) 大株主の状況	8
(6) 議決権の状況	8
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	12
第3 四半期累計期間	12
2 その他	17
第二部 提出会社の保証会社等の情報	18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 山道 裕己 殿
【提出日】	2022年9月22日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自 2022年2月1日 至 2022年4月30日）
【会社名】	リンカーズ株式会社
【英訳名】	Linkers Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 佳宏
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽二丁目3番21号
【電話番号】	03-6822-9585（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 江頭 宏一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目3番21号
【電話番号】	03-6822-9585（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 江頭 宏一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第3四半期累計期間	第10期
会計期間	自 2021年8月1日 至 2022年4月30日	自 2020年8月1日 至 2021年7月31日
売上高 (千円)	1,085,882	1,419,136
経常利益 (千円)	101,439	252,503
四半期(当期)純利益 (千円)	91,359	183,305
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数		
普通株式	706,500	7,065
A種優先株式	222,200	2,222
B種優先株式	81,300	813
C種優先株式	90,000	900
D種優先株式	127,000	1,270
純資産額 (千円)	1,508,561	1,417,202
総資産額 (千円)	1,764,857	1,793,452
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	7.45	14.94
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	85.5	79.0

回次	第11期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2022年2月1日 至 2022年4月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	5.45

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 当社は、第10期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第10期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、対象となる関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。
6. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款で定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月30日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

7. 当社は2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。第10期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益を算定しております。
8. 第11期第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第10期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、太陽有限責任監査法人による四半期レビュー及び監査を受けております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

（1）経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しながらも、ワクチン接種の普及拡大など感染予防策や各種規制緩和の効果もあって、緩やかな経済の回復傾向にありましたが、一方でウクライナ情勢に起因する資源価格の高騰や金融市場の変動により、引き続き先行きは不透明な状況が継続しております。

当社が提供するビジネスマッチング事業は、主にものづくり企業へ向けたオープンイノベーション支援を中心に行ってありますが、製造業を中心としたものづくりの現場にも、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、依然として厳しい状況が続いております。しかし、地域金融機関の収益多様化に向けた取り組みや、高水準で推移する企業研究費の投下による新技術創出への動向、先送りになっていた設備投資再開など一定回復の兆しが見えつつあります。

このような事業環境の下、当第3四半期累計期間においては、探索・マッチングサービスについては、金融機関向けマッチングシステム「Linkers for BANK」が新たに6機関へ導入が完了したことで累計導入機関数が25機関まで伸長し、金融機関以外の事業会社向けに新たに展開を始めたマッチングシステム「Linkers for Business」も2機関に導入されるなど、ストック収益基盤が拡大するとともに、既存サービスである技術探索サービス「Linkers Sourcing」、用途開拓サービス「Linkers Marketing」の持続的な成長や、調達支援サービス「Linkers Trading」においては、政府によるカーボンニュートラルへの取組強化を背景に、リサイクルインゴット等のサプライヤー探索が収益化するなど、業績拡大に向けた収益の多様化にも積極的に取り組んでまいりました。

また、リサーチサービスにおいても、カーボンニュートラル等の注目テーマに対するカスタマイズ型リサーチの強い引き合いに牽引され、「Linkers Research」が引き続き好調に推移いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は1,085,882千円、営業利益102,570千円、経常利益101,439千円、四半期純利益91,359千円となりました。

なお、当社はビジネスマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（2）財政状態の状況

（資産）

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べて28,595千円減の1,764,857千円となりました。これは主に、「Linkers Research」及び「Linkers Trading」の取引先拡大により期末売上計上が増加したことによる売掛金の増加49,699千円、「Linkers Trading」の調達支援サービスの商品仕入が新たに発生したことによる商品及び製品の増加26,560千円、ソフトウェアの増加47,813千円、ソフトウェア仮勘定の増加3,397千円の一方で、現金及び預金の減少156,072千円等によるものです。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べて119,954千円減の256,295千円となりました。これは主に、賞与の支給に伴う賞与引当金の減少29,290千円、及び役員賞与の支給に伴う役員賞与引当金の減少23,840千円、「Linkers for BANK」のサービス利用による売上債権と前受金との相殺に伴う前受金の減少等による流動負債その他の減少47,686千円等によるものです。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べて91,359千円増の1,508,561千円となりました。これは四半期純利益の増加によるものです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
A種優先株式	1,000,000
B種優先株式	1,000,000
C種優先株式	1,000,000
D種優先株式	1,000,000
計	11,000,000

- (注) 1. 2022年7月1日開催の臨時株主総会決議により、2022年7月1日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を廃止しております。
2. 2022年6月13日開催の取締役会決議に基づき、2022年7月2日付で株式分割に伴う定款変更を行い、普通株式の発行可能株式総数は38,080,000株増加し、49,080,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年7月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	706,500	12,270,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 (注) 1、2、3
A種優先株式	222,200	—	非上場	(注) 1
B種優先株式	81,300	—	非上場	(注) 1
C種優先株式	90,000	—	非上場	(注) 1
D種優先株式	127,000	—	非上場	(注) 1
計	1,227,000	12,270,000	—	—

- (注) 1. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款で定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月30日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,043,000株増加し、12,270,000株となっております。
3. 2022年7月1日開催の臨時株主総会決議により、2022年7月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2022年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 63
新株予約権の数(個) ※	12,150 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 12,150 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	株式公開時の公開価格 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年3月16日 至 2032年3月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 株式公開時の公開価格 資本組入額 発行価格の2分の1
新株予約権の行使の条件 ※	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 5

※ 新株予約権の発行時(2022年3月16日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株である。ただし、新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ 本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議(同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む。)を意味するものとする。
- ⑤ 新株予約権(当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む)の行使に係る行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超えないこととする。

4. 新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 当社が組織再編行為を行う場合の事項

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条

第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権の定めに準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、本新株予約権で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に本新株予約権の定めに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の定めに準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の定めに準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の定めに準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年2月1日～ 2022年4月30日	—	普通株式 706,500 A種優先株式 222,200 B種優先株式 81,300 C種優先株式 90,000 D種優先株式 127,000	—	100,000	—	—

- (注) 1. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款で定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月30日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,043,000株増加し、12,270,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 706,500 A種優先株式 222,200 B種優先株式 81,300 C種優先株式 90,000 D種優先株式 127,000	普通株式 706,500 A種優先株式 222,200 B種優先株式 81,300 C種優先株式 90,000 D種優先株式 127,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,227,000	—	—
総株主の議決権	—	1,227,000	—

- (注) 1. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてにつき、定款で定める取得条項に基づき取得することを決議し、2022年6月30日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2022年6月13日開催の取締役会決議により、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は11,043,000株増加し、12,270,000株となっております。
3. 2022年7月1日開催の臨時株主総会決議により、2022年7月2日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式12,270,000

株、議決権の数は122,700個、発行済株式総数の株式数は12,270,000株、総株主の議決権の議決権の数は122,700個となっております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年2月1日から2022年4月30日まで）及び第3四半期累計期間（2021年8月1日から2022年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年7月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,408,738	1,252,666
売掛金	72,030	121,729
商品及び製品	—	26,560
仕掛品	17,828	7,909
その他	33,594	50,313
流動資産合計	1,532,192	1,459,179
固定資産		
有形固定資産		
建物	49,236	46,521
工具、器具及び備品	16,244	13,776
有形固定資産合計	65,481	60,297
無形固定資産		
ソフトウェア	78,027	125,841
ソフトウェア仮勘定	3,021	6,419
無形固定資産合計	81,049	132,260
投資その他の資産		
敷金及び保証金	61,866	61,244
繰延税金資産	37,661	37,661
その他	15,201	14,213
投資その他の資産合計	114,729	113,119
固定資産合計	261,259	305,677
資産合計	1,793,452	1,764,857
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	51,454	51,454
未払法人税等	574	397
賞与引当金	43,000	13,710
役員賞与引当金	33,000	9,160
その他	165,296	117,609
流動負債合計	293,324	192,331
固定負債		
長期借入金	82,926	63,964
固定負債合計	82,926	63,964
負債合計	376,250	256,295
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	841,875	841,875
利益剰余金	475,326	566,686
株主資本合計	1,417,202	1,508,561
純資産合計	1,417,202	1,508,561
負債純資産合計	1,793,452	1,764,857

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年4月30日)
売上高	1,085,882
売上原価	334,691
売上総利益	751,190
販売費及び一般管理費	648,620
営業利益	102,570
営業外収益	
雑収入	183
営業外収益合計	183
営業外費用	
支払利息	1,016
為替差損	298
営業外費用合計	1,314
経常利益	101,439
特別損失	
減損損失	※ 9,681
特別損失合計	9,681
税引前四半期純利益	91,757
法人税、住民税及び事業税	397
法人税等合計	397
四半期純利益	91,359

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大による影響について)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえた会計上の見積りについては、新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)(追加情報)に記載した仮定から重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を計上した主な資産の概要及び金額

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都文京区	事業用資産	ソフトウェア	9,681

(2) 減損損失に至った主な経緯

使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は、ビジネスマッチング事業単一の事業構成であるため、原則、事業用資産については全社一体として資産のグルーピングを行っておりますが、資産の処分や事業の廃止等の重要な意思決定がなされた場合には、個別に評価を行っております。

(4) 回収可能性の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであることから、回収可能価額はゼロとしております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
(自2021年8月1日
至2022年4月30日)

減価償却費

33,140千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2021年8月1日 至 2022年4月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2021年8月1日 至 2022年4月30日）

当社はビジネスマッチング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ビジネスマッチング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

売上高	当第3四半期累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年4月30日)
一時点で移転される財又はサービス	887,654
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	198,227
顧客との契約から生じる収益	1,085,882
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,085,882

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2021年8月1日 至 2022年4月30日)
1株当たり四半期純利益	7円45銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	91,359
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	91,359
普通株式の期中平均株式数(株)	12,270,000
(うち普通株式数(株))	7,065,000
(うちA種優先株式(株))	2,222,000
(うちB種優先株式(株))	813,000
(うちC種優先株式(株))	900,000
(うちD種優先株式(株))	1,270,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2021年11月12日付で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2022年6月13日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを、定款に定める取得条項に基づき2022年6月30日付で自己株式として取得することを決議し、対価としてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式は、2022年6月30日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

- 取得する自己株式の数
 - A種優先株式 222,200株
 - B種優先株式 81,300株
 - C種優先株式 90,000株
 - D種優先株式 127,000株
- 交換により交付した普通株式数 520,500株
- 交換後の発行済普通株式数 1,227,000株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2022年6月13日開催の取締役会において、株式分割について決議いたしました。また、当該株式分割に伴い、2022年7月1日開催の臨時株主総会において、1単元を100株とする単元株制度を採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

1. 株式分割及び単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年7月1日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する株式1株につき、10株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,227,000株
今回の分割により増加する株式数	11,043,000株
株式分割後の発行済株式総数	12,270,000株
株式分割後の発行可能株式総数	49,080,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2022年7月2日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

(1) 新設する単元株式数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) 単元株制度の効力発生日

2022年7月2日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年9月15日

リンカーズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

相木 忠



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

河島 啓太



監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 216 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているリンカーズ株式会社の 2021 年 8 月 1 日から 2022 年 7 月 31 日までの第 11 期事業年度の第 3 四半期会計期間（2022 年 2 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで）及び第 3 四半期累計期間（2021 年 8 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、リンカーズ株式会社の 2022 年 4 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する第 3 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上